

平成 27 年度 第 1 回高知県社会福祉審議会 地域福祉専門分科会

- 1 開催日 : 平成 27 年 6 月 5 日 (金曜日) 14 : 00 ~ 16 : 00
- 2 場 所 : 高知県職員能力開発センター 202 会議室  
(高知市丸の内 2 丁目 1-19)
- 3 出席者 : 委員 11 名中 9 名出席、県職員 10 名出席
- 4 内 容
  - (1) 開会
  - (2) 地域福祉部副部長挨拶
  - (3) 委員紹介
  - (4) 議事
    - ① 会長、副会長の選任
      - ・会長は小田切委員に決定
      - ・副会長は杉原委員に決定
    - ② 第 2 期高知県地域福祉支援計画骨子 (案) 及び基本事項の確認について
  - (5) その他
  - (6) 質疑意見等
    - 梶原町については地域福祉計画の方は策定しているが、見直しは行っているのか。また、活動計画の進捗はどうか。
    - (事務局) 活動計画はまだ検討しておらず、来年度辺りに策定したいという話しをもらっている。町の計画の見直しと一緒に一体的に取り組んでいくとのこと。
    - **資料 1** の 4 ページの計画策定の背景のところ、自殺対策については、改定の際に中身を詳しく記載することだったが、**資料 2** 「安全で安心して暮らせる地域づくりの推進」では、自殺予防・引きこもり自立支援について、平成 27 年度に全ての市町村が取り組むとなっている。平成 26 年度末時点で 7 市町村という進捗状況なので、一層の十分な計画を立てていく必要があると思う。
    - (事務局) おっしゃるように、高知県は非常に自殺率が高い。特に中山間地域で高いというような状況なので、県としても重点施策の 1 つとして長寿県構想や自殺対策計画の中で進めており、引き続き本県の実情に照らした取り組み強化に取り組んでいきたい。
    - **資料 1** 5 ページの避難行動要支援者名簿の作成について、名簿の配布先に、市町村の身体障害者相談員を加えてほしい。実際に、兵庫県では身体障害者相談員を加えている。「障害者」といっても色々な障害があり、障害の特性に応じた支援体制を構築するためにも、検討してほしい。
    - (事務局) 名簿は昨年度末に全市町村で策定済みとなり、大半の市町村ではこれ

から本人の同意を得て避難支援等関係者に提供していく予定。

身体障害者相談員についても、提供先の範囲を市町村の地域防災計画の中で位置づける中で、必要に応じて市町村に助言等をさせていただく。

不十分かもわからないが、名簿の提供先の範囲について、その他市町村長が認めるものという規定もある。

- A町では、身体障害者だけでも1,800人いる。特に山間部では、透析が必要な人の救出方法を考えないといけない。そういったことがあるので、対象者の情報は知っておきたい。
- 関係者としては、対象者についてある程度分かっているけども、名簿の提供がないと支援ができない。しかし、本人の同意を前提にすると、提供が難しくなるといふ逆の実情も出てきて、個別支援計画が立てられない。作成した名簿をどのように提供して、個別支援計画を作っていくかというのは、この地域福祉支援計画だけの問題ではない。地域福祉支援計画に掲げる以上はどのように明記していくかも含め、この会の中で話をさせていただきたい。

(事務局) これから個別計画を作成していく段階で、色々な課題が浮き彫りになってくるが、市町村との意思疎通や意見交換を図りながら、実効性のあるような形にしていく。

- 名簿の提供については個人情報の問題があるため、市町村のみで把握しておくものと、公開するものと二重にしておいてはどうか。ただし、最終的なチェックを行わないと、実効性は無いかと思う。

(事務局) 名簿には、氏名、住所や性別、支援が必要な理由、要介護度や障害の状況についての情報が入っている。情報は緊急時、発災時には必要な範囲で同意無しで提供して良いが、発災時いざという時に十分に機能するためには日頃の関係づくりや訓練が必要。名簿の同意の取り方も、できるだけ全て取れるような工夫が必要。今後の取り組みについては、地域福祉支援計画、南海トラフ地震対策の行動計画でも追跡してフォローしていく。課題についても探りながら少しでも進むように市町村と力を合わせていきたい。

- 大学の社会福祉学部では、防災訓練を行う際に避難所の設営を行っている。その中で、事前に障害者の情報を把握していれば、避難所の設営の仕方も変わってくるのではという議論が出ている。しかし、急遽避難所を開設するとなると、トイレの数も足りない、水や電気も無いので、障害者等に個別に対応するまでに至らないこともあるため、検討をしていく必要がある。

- 福祉避難所の指定も進んでいるが、現実的にはどれ程か。

(事務局) 粗い推計をしたときに最低限でも県内で14,800人程度必要。

その場合に、3月31日現在でキャパが163施設指定できているが、その半分程

に留まっているので、今後とも必要と考えている。また、福祉避難所だけでは追いつかない場合も想定されるため、一般の避難所でも福祉避難所的な対応ができるよう、南海トラフ地震対策課と検討を進めていく。

- 「高知型福祉」というよりは、「高知家福祉」というイメージに変えた方がいいのでは。高知型ではない高知家の福祉という方が、全国にもアピールできるのではないかと。

(事務局) 「高知家」に名前を変更することについては、少年非行のプランは「高知家の子ども見守りプラン」としているもので、「高知県」ではなく、「高知家地域福祉支援計画」といった形で、「高知家」という言葉を出した方が、皆さんから一体感をいただけるのではないかと。支え合い、協力し合っていくという視点としては貴重なご意見だと思うので、引き続き検討させていただく。

- **資料 1**1 ページの「都道府県地域福祉支援計画」の 2 番について。事業の従事者にとっては、資質の向上が当然必要。そのことを徹底的に、県の支援計画だけではなく市町村の計画にも入れてほしい。また、事業所は応募者どころか、「募集しても応募者がいない」という状況であるが、職員を一時的にかき集めてでも事業を行わないといけない。事業所の人員確保について含めたアクションプランを作成してほしい。

(事務局) 担い手の確保、従事する者の確保、資質の向上については、一義的には県の役割で、介護保険の計画でもそのような位置付けになっている。実際、県としても県社協の中に、「福祉人材センター」を設置しており、今年から体制の強化も行うなど、県の重点施策として取り組んでいる。それを市町村の計画にも入れてはということだが、今まで市町村でそのような視点で専門職の確保を行ったことがない。介護保険でも、ボランティアといった形で人材確保を行うのが市町村の役割となっており、この地域福祉計画でも、そういったニュアンスになっている。しかし、福祉の人材を確保しないといけないので、その点については投げかけもしてみようと思う。地域の人を一番把握しているのは市町村であるので、色々な情報を県に提供してもらい取り組んでいく。また、事業所、施設の指導を行い、職員の処遇の改善、労働環境の改善を図って、福祉介護職の魅力を上げていき、人材確保を行い易いといったことにも繋げていく必要がある。

- 市町村の社会福祉協議会のメンバーについて、基本的には社会福祉法の中で、メンバー等の構成もしっかりと謳われているが、市町村によってはバラツキがある。実際に B 市の社会福祉協議会に、私は 1 度も参加したことが無いという

状況であるため、B市の社協が何を行っているか分からない。市町村社協の活動計画を策定する際には、各市町村や自分の郡単位である社会福祉法人、社会福祉に関係している団体、NPO等に、計画の立案段階から入ってもらってはどうか。

- 県は、計画のPDCAサイクルによる見直しを何年も行ってきているが、市町村も県と同様に行っているのかという思いはある。計画を策定したままで、見直しの会等が開かれてない。総会を1度開き報告して終わりという形で、その間何も行わないのがほとんどである。また、任意団体についても、同様に1度会を開催して終わり、ということがあるため、年度単位でしっかりと計画を見直ししていく仕組み作りをしてほしい。

(事務局) 市町村社協の活動計画については、関係事業者に全く浸透していないことがあるのかもしれない。この資料1にも記載のあるとおり、「社会福祉を目的とする事業、福祉サービスを経営する者が相互協力して」となっている。地域に密着して、「活動」という名前がついている計画であるため、一体感が更に求められる。また、「地域福祉活動を支える仕組みづくり」の中でも、市町村社協のレベルアップが重要な課題であるため、研修やモデル社協への重点支援を行う中で、重要なポイントを外さないように指導していきたいと考えている。

- 生活困窮者自立支援制度の件で、資料4 1ページの「本人の状況に応じた支援」の「子ども支援」の子供の学習支援事業について。

私自身がヘルパーとして訪問した生活保護世帯に、障害の子どもをお持ちの母親がおり、かつ母親自身も精神障害を持っていた。そういった世帯に限って、一般的な金銭感覚が無く、借金をしていたり、家の中が荒れている状態。子ども係や市町村と一緒に援助を続けていたが、そのような世帯に生活保護の担当者が訪問に行っても、拒否をされる状況が続き、現在は援助が中止になったというケースがある。また、家に子どもが勉強をするスペースが無く、学校で宿題をしている。私たち援助者と行政とが連携を取りながら援助を行おうとするが、最終的に子どもが絡んでくると、親の権限で介入できなくなり、中途半端に援助が終わってしまうこともある。「貧困の連鎖の防止」という記載があるが、具体的にどのような形で子どもに対し支援を行うのか。

(事務局) 生活保護受給者については生活保護法という別の法律に基づく支援を行っており、自立に向けての努力を怠る生活保護受給者には、ケースワーカーが指導を行う。今回の事例のように、相手が精神障害者で非常に理解力が乏しい方だと指導が難しい。地域で関係機関、あるいは民生委員さんの総力を結集するような形で、その世帯の親に話をし、理解をしてもらう。その上で子ども

に対する必要な支援を行う。制度的には生活困窮の中でも子どもの支援、貧困の連鎖の防止が掲げられているが、このとおりにはいかないケースも多々ある。県や行政もできるだけの支援をしていく。

- そういった件では児童相談所も関わってということになると思うがその点はどうか。

(事務局) ネグレクトということになれば、児童相談所の方が介入していくことになる。子どもが健やかに育つという意味では、母親と話すこと大切だが、「良い環境の中で子どもを育てる」というのがこれからのテーマだと思う。また、市町村の担当者に話をすれば、児童相談所にも繋がっていくのでは。

- 資料13 ページの3章2の(3)の「福祉を支える担い手の確保・育成」について、「確保・育成」という表現は意図があってこのような表現をしているのか。

(事務局) 「確保、育成」の順番についてだが、就職してから色々な研修を受講したり、職場研修でスキルアップさせていくという意味でこのような表現をしている。

- 4 ページの1章3の(5)について。「児童虐待や自殺対策など」から「貧困や虐待、少年非行など」に変更となっているが、「児童虐待」という言葉が外れた意図は。

(事務局) 「児童虐待」の児童を外した理由について、児童虐待もあるわけだが、それ以外にも高齢者や障害者に対する虐待がある。また、貧困についても子どもの貧困もあるし、高齢者の貧困等、世代を越えた貧困問題もあるので、「児童虐待」という限定はせず、「幅広い色々な問題に向き合っていく」という主旨でそういう表現をしている。

- 資料15 ページ(3)「②民生委員の活動しやすい環境づくり」の表現について、見守り協定事業者と民生委員児童協議会は協定を結んでいるのか。

(事務局) この見守り協定事業者と、民生委員児童協議会との協定による見守り活動の推進というのは、県、事業者、高知県民生委員・児童委員協議会連合会で行っている。現在は高知新聞、サンプラザ、サニーマート、高知ヤクルト等で見守りをしていただいているが、これを引き続き推進しながら、更に拡大や普及をしていきたい。

また、災害や虐待等、民生委員個人の負担が高まっている状況なので、負担軽減と合わせて、活動の充実という両面を願って支援をしていきたいと考えている。その中で、民協の事務局にも民生委員のサポートをする体制を充実させる必要がある。民生委員の事務局を担っている市町村社協が、マンパワーの育成

を図りながら民生委員を支える。また、市町村社協に相談があった場合は、それを確実に専門機関に繋げ、結果を民生委員にしっかりとフィードバックし、民生委員の活動支援を円滑に進めるようにしていく。

- 民生委員や児童委員の個々の活動、あるいは協議会との関係については、民協の事務局や社協が把握しているところが多いが、市町村によって異なるので整理が必要では。

(事務局) 民生委員、児童委員の活動については意外と知られていない。民協の事務局でさえ誤解しているところがあるので、理解をしてもらうように取り組んでいく。